

競争的研究費の間接経費の執行に係る方針

株式会社 Octalab

(目的)

第1条

株式会社 Octalab (以下「当会社」とする。)は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日制定、令和5年5月31日改正。競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」とする。)に基づき、競争的研究費の間接経費を効果的かつ効率的に活用し、円滑に運用するための方針を定める。

(定義)

第2条

「配分機関」とは、競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関をいう。

2 「被配分機関」とは、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関をいう。

3 「直接経費」とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。

4 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関である当会社が使用する経費をいう。

(間接経費の使途)

第3条

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、当会社全体の機能の向上に活用する。

2 間接経費の使途については、共通指針に準じるものとする。具体的な主な使途は、次のとおりとする。

一 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、当該積立は、共通指針において認められる場合に限る。

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など。

二 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費など。

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）など。

(3) 特許関連経費

(4) 研究機器・設備の整備、維持及び運営に係る経費

会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、当該積立は、共通指針において認められる場合に限る。

研究機器・設備には、研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む。）、大型計算機棟、図書館、ほ場などを含む。

三 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

3 前項に掲げるもの以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、当会社全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、最高管理責任者が必要な経費と判断した場合は、間接経費から執行することができる。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(間接経費の執行)

第4条

間接経費は、最高管理責任者の責任のもと、管理担当部門が管理を行うこととし、共通指針及び本方針の主な使途を参考として、最高管理責任者及び統括管理責任者の決裁によって適正に執行するものとする。

2 複数の競争的研究費を獲得した場合には、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用することができる。

3 間接経費の使用に当たっては、使途の透明性を確保するものとする。

(間接経費の実績報告)

第5条

最高管理責任者のもと、間接経費に係る証拠書類を適切に保管した上で、当該競争的研究費の配分機関に対し、毎年度の間接経費使用実績等を、共通指針に定められた期限及び方法により報告を行うものとする。

2 証拠書類の保管に当たっては、電子データによる保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮する。

附則

本方針は、令和8年6月1日から施行する。